

広報 おかや

2008

2月号

No.1302



はばだけ！新成人

1月13日（日）、カノラホールで成人式が行なわれ、556人（男284人・女272人）が大人としての第一歩を踏み出しました。

主な内容

申告相談が始まります	2
おかぼんカード	4
市民債を発行	5
みんなのページ	10
社協だより	12
インフォメーション(おしらせ)	16
くらしのカレンダー	24

市県民税等の

申告相談が始まります！

2月18日(月)～3月17日(月)

◆ご不明な点は…
税務課 (内線 1125)

早めの準備で、早めの申告を

● 申告書に添付する書類(原本)を忘
れずに持参してください。必要な書類
がないと受付できず、再びご来場いた
だくことがあります。

● 事業所得、不動産所得等については、
領収書等を整理し、ご自分で収支計算
した上で、相談を受けるようにして
ください。

● 医療費控除を受ける方は、あらかじ

今年2月18日(月)から3月17日(月)までが、確定申告(所得税の申告)、市県民税申告の期間となります。諏訪税務署で確定申告受付が行われているほか、市役所税務課では、右表の日程で各会場を巡回し、市県民税の申告相談を行います。申告に必要な書類の確認や領収書類の整理をしていただき、ご来場ください。会場は、期間中、大変混み合います。できるだけ短時間での相談となるよう、次のことにご協力ください。

■申告相談日程表

期 日	会 場
2月18日(月)	市役所9階大会議室 ○
2月19日(火)	市役所9階大会議室 ○
2月20日(水)	市役所9階大会議室
2月21日(木)	市役所9階大会議室
2月22日(金)	岡谷区公所
2月25日(月)	小井川区民会館
2月26日(火)	川岸支所
2月27日(水)	横川公会堂
2月28日(木)	今井区公所
2月29日(金)	湊支所
3月3日(月)	駒沢公民館
3月4日(火)	諏訪湖ハイツ(大会議室)
3月5日(水)	長地支所
3月6日(木)	下浜区民センター
3月7日(金)	西堀区公所
3月10日(月)	三沢区コミュニティ施設
3月11日(火)	間下区民センター
3月12日(水)	市役所9階大会議室
3月13日(木)	市役所9階大会議室
3月14日(金)	市役所9階大会議室
3月17日(月)	市役所9階大会議室

め領収書・明細書等を個人別・支払先に集計して相談を受けるようにしてください。

申告相談期間中は、相談会場へ資料や機器等を持ち出すため、税務課窓口での相談は、一切できませんのでご了承ください。

■申告しなくてもよい方

- ・ 前年(平成19年)の収入が全くなく、家族の年末調整、確定申告等で扶養親族となる方
- ・ 1か所からの給与所得のみで、年末調整済みの方
- ・ 公的年金のみで、各種控除を受けない方(受取額によっては確定申告が必要な場合があります。)

※国民健康保険加入者は、申告により国保税が軽減される場合がありますので、家族の扶養親族となっている方以外は、収入がなくても申告をしてください。

障害者控除対象者認定について

障害者手帳をお持ちでなくても、寝たきりの高齢者等、介護保険の要介護認定を受けている方、または、そうした方を扶養している方は、『障害者控除』の適用が受けられる場合があります。その場合には、市役所で交付する『障害者控除対象者認定書』により申告していただく必要があります。

詳しくは、介護福祉課(内線 1281)までお問い合わせください。

国民健康保険加入者の方で平成19年分の医療費控除の申告をされる方へ

11、12月の医療費が高額になる場合、高額医療費申請にも医療機関の領収書が必要になりますので、申告前に必ずコピーをしておいてください。健康推進課(内線 1186)

・ 受付時間は午前9時～午後3時

(なお、市役所9階大会議室会場は午前8時30分より受け付けます)

・ 正午から午後1時までには受付を制限します

・ ◎の会場は、関東信越税理士会諏訪支部による無料の確定申告作成指導会も開催します。

注：株式・土地・家屋・ゴルフ会員権の譲渡所得のある方、住宅借入金等特別控除を初めて申告する方、青色申告の方、および外国人の方の申告は、上記の会場では受け付けられませんので、諏訪税務署へ直接提出していただくこととなります。

還付申告無料相談をご利用ください！

2月4日(月)～14日(木)まで、岡谷市中央町イルフプラザアミューズメント2階の岡谷市民ミーティングルームにて、税理士会諏訪支部による還付申告となる方を対象とした無料相談が行われていますのでご利用ください。

※土・日曜日、祝日、2/6を除く午前10時～午後3時

平成20年度主な税制改正のお知らせ

地震保険料控除の創設（損害保険料控除は廃止されます）

① 所得税、市県民税

所 得 税…地震保険契約に係る保険料等の金額（最高5万円）

市県民税…地震保険契約に係る保険料等の金額の2分の1に相当する金額（最高2万5千円）

② 経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等の保険料などは、従前の損害保険料控除を適用します。（市県民税は最高1万円、所得税は最高1万5千円）

③ ①と②の両方を適用する場合は、市県民税は最高2万5千円、所得税は最高5万円となります。

《平成19年分以後の所得税、平成20年度分以後の市県民税について適用》

住宅借入金等特別控除の減少額相当分が市県民税から控除されます

住宅借入金等特別控除は所得税にのみある制度でしたが、税源移譲により所得税が減少した結果、控除限度額が所得税額を超えてしまい、控除しきれなくなる場合があります。所得税の税額が下がったことにより所得税から控除されなくなった住宅借入金等特別控除を市県民税で控除することができます。

《平成20年度分から平成28年度分の市県民税について適用》

対象者…平成11年から平成18年末までに入居した方

※対象者は、その年の3月15日（平成20年は3月17日）までに、1月1日現在の住所地である市区町村に申告する必要があります。なお、所得税の確定申告をする方は、税務署を通じて申告しても構いません。

所得変動があった方について経過措置が適用されます

平成19年度分の市県民税に限り改正前の税率で計算し直すという経過措置が設けられています。

対象者…平成19年度分の市県民税の課税所得金額（申告分離課税分を除く）から所得税との人的控除額の差の合計額を控除した金額がある方で、平成20年度の市県民税の課税所得金額（申告分離課税分を含む）から所得税との人的控除額の差の合計額を控除した金額がない方

次の（1）および（2）を同時に満たす方

（1）平成19年度住民税課税所得金額（分離課税除く）>所得税との人的控除額の差の合計額

（2）平成20年度住民税課税所得金額（分離課税含む）≤所得税との人的控除額の差の合計額

計算方法…平成19年度分の合計課税所得金額について、税源移譲後の税率を適用し、調整控除を行った後の税額から、税源移譲前の税率を適用した税額を差し引いた額を減額します。なお、すでに納付済みの場合は還付します。

※対象者は、平成20年7月1日から7月31日までの間に、平成19年1月1日現在の住所地である市区町村に申告する必要があります。

住民税の老年者非課税措置廃止の経過措置がなくなります

平成17年1月1日時点で65歳以上の方（昭和15年1月2日以前に生まれた方）に適用されていた非課税措置が、少子高齢化が急速に進行するなかで、年齢に関わらず公平に税負担を分かち合う観点から、平成18年度課税分以降廃止されました。急激な税負担を軽減する経過措置として、平成18年度には税額の2/3、平成19年度には税額の1/3が軽減されていましたが、平成20年度にはこの経過措置がなくなります。

●住民税の老年者非課税措置廃止の経過

平成17年度	合計所得金額125万円以下の方	非課税
平成18年度	老年者非課税措置の廃止 ◆経過措置の第1段階として 税額の2/3を減額	課税は1/3
平成19年度	◆経過措置の第2段階として 税額の1/3を減額	課税は2/3
平成20年度	◆経過措置の廃止	全額負担

おかぼんカードのポイントで公共料金が納付できるようになります

市では、2月1日から岡谷スタンプ協同組合が発行する「オカヤポイントカード」【通称おかぼん】の「ポイント」で、福祉タクシー券、上下水道料、各種証明手数料、市税などの納付ができるようになります。

今まで組合加盟店でのみ利用できたポイントが、公共料金の納付にも利用できるようになることで、市内商店の利用を促進し商業の活性化を図るとともに、公共料金の納付方法のひとつとして市民の利便性を高めることを目的としています。

◇ポイント利用できる公共料金は？ どこで使えるの？

利用できる場所	担当窓口課	ポイント利用できる公共料金	
		岡谷健康福祉施設ロマネット	利用料
諏訪バス岡谷駅前案内所（ララオカヤ内）		シルキーバス回数券	
岡谷市役所本庁のみ (支所・出張所では利用できません)	社会福祉課	福祉タクシー券	
	市民課	証明手数料	
		戸籍関係	
		住民票関係	
		印鑑登録	
	税務課	税関係	
		閲覧	
		市税、国民健康保険税	
水道課		上下水道料金	
危機管理室・広報		防災ラジオ	



◇どうやって利用するの？

各料金等を扱う窓口で、納付する際に「おかぼんカード」を提示してください。

カードから納付金額に相当するポイント（10ポイント＝10円）を差し引いてお返しします。なお、納付金額に対してポイント残高が不足する場合でも、不足分を現金で納付することができます。

- ポイントの使用のみできるようになり、手数料、税などの公共料金の納付によるポイント加算はありません。
- ポイントによる納付は10ポイント単位とさせていただきます。
- 利用できるのはカードのポイントのみで、岡谷スタンプ協同組合が発行している1,000円券を利用することはできません。
- 市内3支所、岡谷駅前出張所、金融機関および加盟店ではポイントを利用した公共料金の納付はできません。
- ポイントが利用できる公共料金は、岡谷市の公共料金であり、国、県、他市町村の公共料金には利用できません。

問合せ カードに関すること 岡谷スタンプ協同組合 ☎22-6364
納付に関すること 各担当窓口および商業観光課(内線1452)

市内
5会場で
開催!!

市政懇談会

「人 輝き、たくましいまちづくり」

市政懇談会は、市長が市民のみなさんとの対話により、まちづくりを進めるために開催します。

今回は、「人 輝き、たくましいまちづくり」の内容を中心にお話し、市民のみなさんと懇談します。ぜひ、お近くの会場にお出かけください。

■時 間…午後7時～8時30分

※2月18日（月）のみ午後1時30分～3時

■日 程

月	日	曜日	会 場
2	7	木	市役所9階大会議室
	8	金	川岸支所
	13	水	長地支所
	14	木	湊支所
	18	月	テクノプラザおかや